

定期預金 + 投資信託 同時お申込みで特別金利定期預金に!!

20万円からのお手軽資産形成!

資産運用プラン

■お取扱期間/令和3年1月15日(金)~令和3年12月30日(木)まで

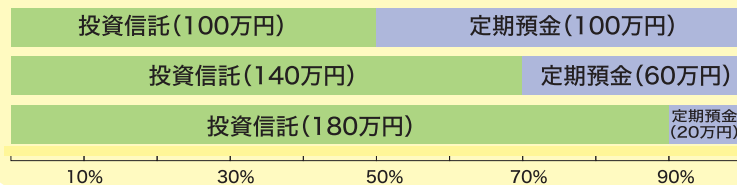
ご利用いただける方	個人の方									
預入(ご購入)金額	お申し込み総額20万円以上									
定期預金の募集枠	5億円 ※募集枠に達し次第、期間内でもお取扱いを終了させていただきます。									
ご利用の条件	お申し込み総額のうち定期預金(50%以内)+投資信託(50%以上・手数料含)									
対象定期預金	スーパー定期預金(預入期間3ヶ月・6ヶ月)									
適用金利	<table border="0"><tr><td></td><td>預入期間 3ヶ月</td><td>預入期間 6ヶ月</td></tr><tr><td>特別金利</td><td>4.00%</td><td>2.00%</td></tr><tr><td></td><td colspan="2">※お利息の20.315%は税金として差引かれます</td></tr></table>		預入期間 3ヶ月	預入期間 6ヶ月	特別金利	4.00%	2.00%		※お利息の20.315%は税金として差引かれます	
	預入期間 3ヶ月	預入期間 6ヶ月								
特別金利	4.00%	2.00%								
	※お利息の20.315%は税金として差引かれます									
満期後のお取り扱い	スーパー定期の店頭金利で自動継続いたします。なお、預入金額1,000万円以上は店頭でのお書き替えの手続きが必要となります									
期限前解約	当金庫所定の中途解約利率を適用いたします									
投資信託	当金庫取扱いの投資信託(ファンド)から一つ以上お選びください。 (※しんぎんインデックスファンド225は除きます。) 投資信託商品など詳しくは店頭にお問い合わせください									



定期預金と
投資信託を
同時にお申込み
ください。

「定期預金」と「投資信託」のセット例

(お申し込み総額200万円の場合)



★投資信託には元本および利回りの保証はありません。状況により元本欠損が生ずることがあります。くわしくは裏面の留意事項をご覧ください。

運用の一例

たとえば、100万円を特別金利のスーパー定期預金(3ヶ月もの)でお預入れいただいた場合3ヶ月(90日と仮定)で受取る利息(年利4% 税引後 3.1874%)の概算額(1年は365日で計算)

$$100 \text{ 万円} \times 4\% \times 90 / 365 = 9,863 \text{ 円(税引前)} - \left(9,863 \text{ 円} \times 15.315\% = 1,510 \text{ 円(国税)} + 9,863 \text{ 円} \times 5\% = 493 \text{ 円(地方税)} \right) = 7,860 \text{ 円(税引後受取利息)}$$

★スーパー定期預金の金利について

- ・特別金利は初回預入時のみの適用となります。自動継続の場合、初回満期日経過後の適用金利は当該定期預金の店頭表示金利となります。
- ・非自動継続扱いの場合、満期日以降の利息は、解約または満期日における普通預金利率により計算します。
- ・特別金利適用期間中に中途解約された場合、特別金利は適用されず、お預入日から解約日まで所定の期限前解約利率を適用します。

商号等/鹿沼相互信用金庫 登録金融機関 登録番号/関東財務局長(登金)第221号

(令和2年12月1日現在)

※店頭で説明書をご用意しております。
※詳しくは最寄りの店舗窓口にお尋ねください。



投資信託・NISA口座開設についてのご留意事項

- ◇投資信託は預金、保険契約ではありません。
- ◇投資信託は預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ◇当金庫が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ◇当金庫は販売会社であり、投資信託の設定・運用は委託会社が行います。
- ◇投資信託には元本および利回りの保証はありません。
- ◇投資信託は、組入有価証券等の価格下落や組入有価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。
- ◇外貨建資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。
- ◇投資信託の運用による利益および損失は、ご購入されたお客様に帰属します。
- ◇投資信託のご購入時には、買付時1口あたりの基準価額(買付価額)に、最大3.30%の購入時手数料(消費税込み)、約定口数を乗じて得た額をご負担いただきます。換金時には、換金時の基準価額に最大0.5%の信託財産留保額が必要となります。また、これらの手数料とは別に、投資信託の純資産総額の最大2.420%(消費税込み)を運用管理費用(信託報酬)として、信託財産を通じてご負担いただきます。その他詳細につきましては、各ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)等をご覧ください。なお、投資信託に関する手数料の合計は、購入金額や保有期間等により異なりますので表示することができません。
- ◇投資信託には、換金期間に制限のあるものがあります。
- ◇投資信託の取得のお申込に関しては、クーリングオフ(書面による解除)の適用はありません。
- ◇投資信託をご購入にあたっては、あらかじめ最新の投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面等を必ずご覧ください。

【投資信託に関する主な手数料等の概要】

- ◇購入時手数料(ご購入時)
ご購入時に直接ご負担いただく費用で、各ファンドの買付時1口あたりの基準価額(買付価額)に、商品一覧表に記載の手数料率、約定口数を乗じて得た額。
- ◇信託財産留保額(ご換金時)
ご換金時にご負担いただく費用で、換金時の基準価額に対して、商品一覧表に記載の料率を乗じた額。ご換金の際は、ご換金時の基準価額から信託財産留保額を控除した価額にて、換金代金が算出されます。
- ◇運用管理費用(信託報酬)等(保有時)
保有時に間接的にご負担いただく費用で、原則として、信託財産の純資産総額に対して、商品一覧表に記載の料率を乗じた額。日々計算され、信託財産の中からご負担いただきます。
※投資信託にかかる費用は上記の他に、監査費用、売買委託手数料などがあります。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)で必ずご確認ください。
※その他詳細につきましては、各ファンド最新の投資信託説明書(交付目論見書)等をご覧ください。

NISA(少額投資非課税制度) / 全ての金融機関を通じてお一人様1口座のみご利用いただけます。

※1年単位で、NISA口座を開設する金融機関を変更することができます。

NISA(少額投資非課税制度)の口座開設につきましては窓口にて詳しくご説明させていただきます。

スーパー定期預金に関する留意事項

- 定期預金の利息には、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金が課税されます(非課税制度利用時を除く)。
- 定期預金や普通預金(決済用預金を除く)などは1金融機関につき預金者一人当たり元本1千万円までとその利息が預金保険制度により保護されます。
- 初回満期日以降は、継続時点の店頭表示金利が適用されます。
- 詳しくは、店頭にて用意している説明書(商品概要説明書)でご確認ください。

